

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 29 年 12 月 26 日（火）午後 2 時 00 分～午後 2 時 40 分

2 開催場所 春日井市役所 301・302 会議室

3 出席者

〔委員〕 18名

青山 倫子 長谷川 浩敏 齋藤 洋子 木村 晃久
川口 剛 石田 洋一 安井 真一郎 臼井 留美子
大曲 晃代 小原 明美 熊谷 三映子 西尾 孝治
浅野 登 長縄 典夫 小原 哉 宮地 隆
井上 真希 木村 美智子

〔事務局〕 6名

早川副市長 野村市民生活部長
二村保険医療年金課長 岡副課長補佐 富田課長補佐
大野国民健康保険担当主査

〔傍聴者〕 なし

4 議題

- (1) 「国保制度改革に伴う保険税率の改定について」
- (2) 「その他」

5 会議資料

国民健康保険運営協議会資料

6 諮問

春日井市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、市長から次のとおり諮問があった。

〔諮問内容〕

1 国民健康保険税の税率の改定について

(1) 改定内容

基礎課税分の資産割「100 分の 20」を「100 分の 15」に、平等割「25,100 円」を「22,000 円」にそれぞれ改める。

(2) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

7 議事内容

【青山会長】

- ・本日の出席委員は 20 名中 18 名で、協議会規則第 5 条の規定により、会議は有効に成立している。
- ・議事録署名委員は、協議会規則第 9 条の規定により、齋藤 洋子委員と大曲 晃代委員に願います。

議題(1)「国保制度改革に伴う保険税率の改定について」

【二村保険医療年金課長】

国民健康保険税率の改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【浅野委員】

愛知県の国民健康保険運営方針では、標準保険料率は所得割、均等割、平等割の 3 方式であるとの説明があった。一方、本市は 4 方式であり、今回の諮問では資産割を 100 分の 15 に改定するということだが、県の方針と本市との違いはどのようなものか。

【二村保険医療年金課長】

愛知県の運営方針に記載されている標準保険料率は、必ず合わせなければならないというのではなく、比較しやすいように、3 方式を標準的な保険料率として各市町村の保険料率を計算し、参考に示されているものです。春日井市につきましても、いきなり標準保険料率に合わせることは難しいことから、市で算定した 4 方式の保険料率となっております。

【浅野委員】

当面 4 方式を維持し、将来は 3 方式にしていくのか、それとも本市は 4 方式をずっと維持していくのか。

【二村保険医療年金課長】

今回は標準保険料率を参考にして資産割の一部引き下げを考えておりますが、将来的に廃止するのかそこまでの検討はしておらず、3 方式にするか、4 方式のままにするかは、現在のところは未定でございます。

【会長】

今後、そのような方針を毎年考えていくということによいか。

【二村保険医療年金課長】

はい。納付金の算定は、今後、県により毎年度されていくことになりました。現在のところは、新たな納付金が算定された時点で検討していきたいと考えています。

【浅野委員】

例えば激変緩和ということであれば、本市は5年間は4方式を維持し、6年目から3方式に変えるとか、そうではなくこういった理由で4方式で行くのだから、ある程度方針や見込が必要だと思うが、そういった見通しはついていないか。

【二村保険医療年金課長】

現時点では、将来的なものはそこまでは考えておりません。

【長縄委員】

小牧市では、定例的に3段階か4段階で資産割の税率を減らして行って、行く行くは廃止するという方針が協議会で話されている。浅野委員も言われるように、今の段階で考えはないか。検討段階で話はなかったか。

【二村保険医療年金課長】

資産割については様々な意見がありますので、今回の両委員のご意見もあわせて、今後も考えていきたいと思えます。

【浅野委員】

県の運営方針には将来的には保険料率、水準を統一することが望ましいと考えられるという表記があるようだが、先ほどの説明では、県内に3方式、4方式が入り乱れており、当分の間、統一は困難だということだった。他の市町の動向が県内を統一していく上で大きな要素となってくると思うので、3方式、4方式に関する他市町村の方向性について情報はるか。また、3方式と4方式の数はわかるか。

【二村保険医療年金課長】

今回の制度改正を機に3方式にするという市町村があるということは聞いております。

現在2方式をとっている市は2市町村、4方式は35市町村です。全部で

54 市町村ですので、17 市町村が 3 方式となっております。

【小原委員】

県内では現在 4 方式が多く、将来的には統一することが望ましいとされているが、現状としては、当面それぞれの市町村の今の体制を維持していくということを県から示されているという認識でよいか。

【二村保険医療年金課長】

はい、運営方針の中では統一することが望ましいといった表記もされておりますが、現状は、当面困難だという認識を県は持っている聞いております。

【小原委員】

前回の協議会の際には、制度改正により財政が大きく変わることはないという答弁があったと思うが、今回は 6 億円位の黒字となるという説明で、大幅に影響があったということなので、もう少し詳細に教えていただきたい。

【二村保険医療年金課長】

前回、大きく変わることはないと御説明しましたのは、これまで県が何度か納付金の試算をしており、それらの試算結果を見た限りでは、そのように推測されたことによります。これまでの試算は、平成 29 年度に仮に制度が始まったとしたら納付金がいくらになるかという仮定での計算でございました。対して、今回の仮算定は平成 30 年度用の納付金を算定しておりますので、年度が異なるために差異があるということになります。

【小原委員】

県の運営方針に、決算補填等を目的とした繰入金は、計画的に削減して必要があると記載されているということで、今回は保険税の減額と同額分の繰入を減額するという説明があった。28 年度決算ベースで言うと、赤字解消分はどれくらいか。

【二村保険医療年金課長】

28 年度決算ベースで赤字補填等を目的とされている繰入金は、約 9 億 2,700 万円でございます。

【小原委員】

参考資料に「取組の推進に当たっては、赤字解消・削減計画に関する国

通知に沿って行う」という運営方針の引用があるが、今後この法定外繰入はどのようになっていくのか。0に向けて動くのか、それとも少しずつ減額していけばいいのか、県からはどのように示されると考えられるか。

【二村保険医療年金課長】

県の運営方針では、法定外繰入につきましては、国の通知に沿って計画的な削減を推進していく必要があるといった表現になっておりますが、この国の通知も現時点では出ておらず、詳細については不明でございます。県は、今後出てくる通知に沿って検討を進めていくということになっております。

各委員にその他、意見等がないことを確認し、議題(1)に係る質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により「国保制度改革に伴う保険税率の改定について」を採決の結果、全員賛成で諮問のとおり答申することに決した。

答申書は、青山会長が事務局と協議のうえ作成し、できるだけ早い機会に会長から市長に答申することとした。

議題(2)「その他」

【二村保険医療年金課長】

データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について、資料に基づき報告した。

8 閉会

午後2時40分、閉会とした。

上記のとおり、平成29年12月26日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2人が署名する。

平成 30 年 1 月 10 日

会 長 青 山 倫 子

署名委員 齋 藤 洋 子

署名委員 大 曲 晃 代